

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新井昌行

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

旧 新 別	区 間	
地先まで	一地先まで	敷地の幅員 (メートル)
五・四〇・三一・〇〇	六・二〇・三〇・八〇	延 長 (メートル)
一一三〇・〇〇	三一六・〇〇	
先から同郡同町三山字田ノ頭三八八番七 秩父郡小鹿野町三山字久月六七五番地 地先まで	旧A、旧Bは、小鹿野町 に引き継ぐ。	備 考